

令和7年度 青森県職員（育休代替任期付職員）の募集案内 （化学、心理、保健師、農学、林業、総合土木、作業療法士）

青森県総務部人事課

青森県では、育児休業を取得する職員の代替として勤務していただく任期付職員（以下「育休代替任期付職員」という。）を募集します。

育休代替任期付職員は、任期の定めがあること及び育児休業が取得できないことを除き、一般職員（任期の定めのない職員）と勤務条件に違いはありません。

- 任用期間はおおむね1年以上3年未満で、採用時に決定されます。
- 育児休業中の職員が育児休業の期間を延長した場合は、任用期間を延長することがあります。
また、育児休業の予定期間よりも早く復帰した場合は、当初の任用期間よりも早く退職となる場合があります。
- 育休代替任期付職員として採用される前に、臨時的任用職員として、職員の産前・産後休暇期間中に採用される場合があります。
- 令和7年4月1日付で採用が予定されている他の青森県任期付職員の募集との併願はできません。

1 採用職種、採用数及び主な職務内容等

職 種	採用数 (予定)	勤務地 (予定)	任用期間 (予定)	主 な 職 務 内 容
化 学	1 人	青森市	R7. 4. 1～R8. 3. 31	健康医療福祉部青森県衛生研究所において、公衆衛生等に係る試験検査等の専門的業務に従事します。
心 理	1 人	弘前市	R7. 4. 1～R8. 6. 30 ※R7. 4. 1～R7. 6. 30 は、 臨時的任用職員の予定	中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室において、心理判定等の専門的業務に従事します。
保 健 師	1 人	弘前市	R7. 4. 1～R8. 3. 31	中南地域県民局地域健康福祉部保健総室において、健康増進事業等の専門的業務に従事します。
	1 人	十和田市	R7. 4. 1～R8. 3. 31	上北地域県民局地域健康福祉部保健総室において、健康増進事業等の専門的業務に従事します。
農 学	2 人	青森市	R7. 4. 1～R8. 3. 31	農林水産部構造政策課又はりんご果樹課において、農業振興に係る専門的業務に従事します。
林 業	1 人	青森市	R7. 4. 1～R8. 6. 25 ※R7. 4. 1～R7. 8. 20 は、 臨時的任用職員の予定	農林水産部林政課において、林業振興に係る専門的業務に従事します。
総合土木 (土木)	1 人	青森市	R7. 4. 1～R8. 3. 31	東青地域県民局地域整備部において、整備事業等の専門的業務に従事します。
	1 人	弘前市	R7. 4. 1～R8. 3. 31	中南地域県民局地域整備部において、整備事業等の専門的業務に従事します。
作業療法士	1 人	青森市	R7. 4. 1～R8. 3. 31	健康医療福祉部あすなろ療育福祉センターにおいて、作業療法に係る専門的業務に従事します。

2 応募資格

- (1) 民間企業等における職務経験を通算3年以上（令和6年11月末現在）有すること。
- (2) パソコン操作ができること（ワープロソフトでの文書作成及び表計算ソフトでの集計表の作成）。
- (3) 次に掲げる職種に応募しようとする場合、それぞれの要件を満たす必要があります。
- ア 心理 大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業していること。
- イ 保健師 保健師の免許を有すること。
- ウ 作業療法士 作業療法士の免許を有すること。
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者は、受験できません。
- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 年齢制限はありません。

○ 「民間企業等における職務経験を通算3年以上有する者」について

- ① 「民間企業等」とは、民間企業のほか、国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関、各種団体、各種法人（財団法人、社団法人、NPO法人等）、雇用関係が成立する組織、個人を広く含むほか、業務に従事していたことを証明できる自営業等も含みます。
- ② 「職務経験」とは、正規、非正規の雇用形態にかかわらず、同一の民間企業等において、就業時間が週29時間以上で、1年以上継続して就業した職務が該当します。職務経験が複数ある場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。個々の継続した職務経験が1年未満の場合は通算できません。
- ③ 連続して1か月を超えて勤務に従事しない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験期間から除きます。

○ 「心理学を専修する学科又はこれに相当する課程」について

「心理」を冠した学科又は課程のほか、次の科目を履修していること。

【必須】

- ・心理学概論（心理学）
- ・心理査定演習又は心理検査法演習（心理学演習又は心理学実習）

3 応募方法

(1) インターネットによる方法 <原則>

申込方法	ホームページ又は二次元コードから、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力してください。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/jinji/saiyou07-ninkituki-ikukyu_00.html	
受付期間	令和6年12月27日（金）～令和7年1月16日（木）午後5時15分 「青森県電子申請・届出システム」で提出されたものに限り受け付けます。	

(2) 郵送又は持参による方法

提出書類	① 履歴書（別紙1：顔写真（3ヶ月以内に撮影した正面からのカラー写真）を貼付） ② 職務経歴書（別紙2：これまで従事した職務の勤務期間、勤務先名称、職務内容等を記入） ③ 課題作文 （別紙3：「職務経験を専門職としてどのように県の業務に活かすことができるか」を記載） ※ 試験終了後の応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。	
申込方法	直接持参する場合	上記の提出書類を人事課（担当：組織・人事グループ）に提出してください。
	郵送する場合	封筒の表に「人事課・任期付職員応募書類在中」と朱書き、上記の提出書類を人事課へ送付してください。
申込先	青森県 総務部 人事課 組織・人事グループ 「育休代替任期付職員募集」担当 〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号 電話 017-734-9045	
受付期間	令和6年12月27日（金）～令和7年1月16日（木）【必着】 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。 ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は受け付けません。また、切手の料金が不足している場合も受け付けませんので、郵送する際は注意してください。	

※ ハローワークを通じて応募する場合、面接審査の際に紹介状を提出していただきます。（応募時に提出する必要はありません。）

4 選考方法

書類審査及び面接審査により選考します。

- （1）書類審査により選考した者について、面接審査を実施します。
- （2）面接審査の対象となった者については、別途通知します。
- （3）面接審査は、令和7年1月下旬～2月上旬に青森市で実施する予定です。
- （4）選考の結果は、応募者全員に通知します。

5 採用内定通知

- （1）令和7年2月中旬（予定）までに合格者に通知します。
- （2）採用内定者には、次の書類を提出していただきます。

- ① 最終学校の卒業又は修了証明書 1通
- ② 最終学校の成績証明書 1通
- ③ 健康診断書 1通
- ④ 身上申告書 1通

※ 顔写真（3か月以内に撮影した正面からのカラー写真）を貼付してください。

- ⑤ 前歴証明書（複数の前歴がある場合には、それぞれの証明が必要となります。）

※ 応募資格の有無、履歴書、職務経歴書等の記載事項の真否について確認し、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、内定を取り消します。

6 採用予定日

令和7年4月1日

7 待遇

「職員の給与に関する条例」の規定に基づき、学歴、職歴等を勘案し給与を決定します。

4年制大学卒業後、民間企業等で勤務経験が10年程度ある方で月額26万円程度（保健師は月額28万円程度、作業療法士は月額27万円程度）、20年程度ある方で30万円程度（保健師は月額32万円程度、作業療法士は月額29万円程度）です。このほか、支給要件に応じて、期末・勤勉手当等が支給されます。

8 募集に関する問合せ先

青森県 総務部 人事課 組織・人事グループ「育休代替任期付職員募集」担当

電話：017-734-9045（直通）

メールアドレス：jinjikasaiyou@pref.aomori.lg.jp